

中国の持続可能な経済発展

—— 改革開放政策の展開と資源・環境問題 ——

張

珂

はじめに

中国の急速な経済発展は世界で脚光を浴びている。1978年以來約30年間GDP成長率9.4%を継続してきた。2005年の総輸出入額は、14,200億米ドルで世界第3位である。2006年の2月、国家外貨準備高8,536.7億米ドルになり、初めて日本を超えて世界第1位になった¹⁾。2003年の外国資本導入総額(FDI)は世界で第1位になった。一方、著しい経済発展に伴って、資源・エネルギーの需給問題や環境汚染問題が深刻化している。石油輸出国であった中国は輸入国に転じて、2004年原油輸入依存度が42.1%になった。草原地域の過剰な放牧による砂漠化、酸性雨による森林・耕地の被害、工業・生活などの廃水による河川・湖などの汚染、局地的な工業汚染から生態環境保全まで大きな環境課題に直面している。中国の年間二酸化硫酸の排出量は既に世界第1位で、二酸化炭素の排出量は世界第2位である。中国の資源・エネルギーの需給問題や深刻な環境汚染問題は、既に持続可能な社会・経済発展のネックにもなると懸念されている。

上記の問題を踏まえて、「中国科学院国情分析・研究グループ」²⁾は1980年代中期から中国の「国情」に対する全面的で系統的な研究を行い、「国情研究報告」シリーズを出版した。同報告は中国の人口・資源・環境・経済の「調和発展」を強調し、非伝統的な現代化政策を実施し、資源節約型の国民経済システムを作り、資源開発と節約を進め、豊富な労働力のメリットを活かし、人口

と資源の矛盾を解決する。特に「資源開発と節約」という報告の中で、「資源節約型国民経済の四つのシステム」を建設するという節約型社会の基本的な構図を描いた。即ち「土地・水の節約型で集約的な農業生産システム」、「エネルギー・資源の節約型で工業生産システム」、「省エネ型で総合的な輸送システム」、「適切な消費で倹約的なライフスタイル体系」である。1994年中国政府は「中国アジェンダ21—中国21世紀の人口・環境と発展の白書」を発表した。その中で「経済・社会・資源・環境及び人口・教育の相互調和と持続可能な発展を促進する」という総体的な戦略と施策を提起した。この「中国アジェンダ21」は人口制御、環境保護、経済発展を重点的に強調したが、資源節約は重要な政策になっていない。2002年中国政府は「中華人民共和国の持続可能な発展の国家報告」を発表した。この報告の中で、経済・社会と環境との相互関係を体系的に論述し、総合的、長期的、段階的な持続可能な発展戦略を提起した。そして、2004年には、中国政府は「節約型社会を建設する」という方針を正式に打ち出した。目的は、経済成長方式の転換により「小康社会」を実現する資源と環境の問題を解決し、調和・安定・持続可能な社会・経済発展を保障するためである。さらに、2005年には、中国政府は「調和的な社会を建設する」方針を提起した³⁾。

上記の一連の政策転換は中国政府の開発政策の質的な変化を示している。GDP成長重視の経済政策から次第に人口・環境・資源・社会・経済の調和的な発展を追求する政策へと変化している。特に2003年10月に中国共産党第16回全国大会、3回中央委員会では中国経済の科学的な発展方式と持続可能な「循環経済」政策という新しい経済発展理論・政策が提起された。この「循環経済」という新しい経済発展政策は、今までの資源・エネルギーの大量消費と環境汚染を代価にする粗放的な経済発展パターンを根本的に転換し、省エネ・資源節約型で環境保全改善の持続可能な経済発展を実現する国策を提起した。この政策施行に対する専門家たちの意見は肯定的な考えが主流だが、否定的な意見もある。

「循環経済」の肯定説とは、資源の減量化、再利用、再循環という「3R」⁴⁾原則により、資源を最大限に利用して、廃棄物排出量を抑え、廃棄されたものもリサイクルにより再利用できる資源になるような経済システムである。即ち中国人民大学法学院の周珂氏と遲冠群氏は、「循環経済とは、本質から言えば、一種の生態経済である。循環経済は機械理論ではなく、生態学の理論に基づいて、人類社会の経済活動を行う」、「循環経済とは、経済発展の中で、生態学の理論に基づいて、清潔生産、資源の综合利用、生態設計、持続可能な消費などを一体化して、廃棄物の減量化・資源化・無害化を実現し、経済システムと生態系との物質循環をスムーズに行い、自然界の生態系バランスを保つ」と述べている。

「循環経済」の否定説とは、廃棄物のリサイクルや無害化などを実現するにはエネルギーを消耗し、環境負荷の増加につながる。技術や経済的な要因などにより、リサイクル、再利用できる資源が限られている。周珂氏と遲冠群氏は、「エントロピー理論に基づいて、この廃棄物の資源化と無害化を実現する為に、エネルギーの消耗が増加する必要があるので、環境負荷の増加につながる。たとえエネルギー消費を増加しても、技術や経済的な要因などによりすべての物質・材料の循環利用は無理である。循環された物質でも物質の劣化により元の効用も失う。熱力学の第二法則により、エネルギーの伝導は方向性があるので、地球上の転化されたエネルギーは最終的にすべて「熱」の形で宇宙に発散する。この宇宙に発散された「熱」は、又集められて活かせるかということ、予想できる未来では確実な回答ができないであろう。そこで、結論は、循環経済は理論でも実践でもまだ成り立たないので、その代わりに「節約型経済システム」を構築すべきである」と、まとめている。

もう一つの「循環経済」の代替説とは、「今、国外では体系的な清潔生産法と循環経済法を制定した国がまだない。清潔生産法を制定した国が多い。少数の先進国であるドイツや日本等は、「循環経済法」、「循環型社会基本法」を制定したが、学者たちもこれらの「循環経済法」を「清潔生産法」に帰属させた。対

照的に幾つかの国の「清潔生産法」は学界では「循環経済法」だと認めている。学界では既に「清潔生産法」と「循環経済法」の相互代替関係を認めている⁵⁾】。

上記のように「循環経済」に対する肯定説もあるし否定説もあるが、今中国の直面している資源・エネルギーの需給問題と環境汚染問題に対する政策効果は、上述の通りで、厳しい局面にある。果たして「循環経済」の施策により今日の中国の資源・エネルギーの需給問題と環境汚染問題が根本的に解決できるかどうか、疑問である。「循環経済」として、先ずこの施策をサポートする技術力、資金力、政策整備、産業構造調整などの一連の環境・条件を整える必要があるが、発展途上国である中国の現状から見れば、目標を達成するには程遠い。それに、例えば施策の進行により一定の成果を収められても、毎年2桁近くの急速な経済成長がもたらす資源・エネルギーの需要増と汚染物排出量増加による環境悪化のスピードに追いつけない。今までの環境問題の対策と環境経済に関する理論は、汚染予防・排除、汚染総量の抑制に注目して、施策を取り、理論展開をしてきた。しかし、結局、汚染予防・排除の技術力・資金力の不足や制度が完全に整備されてなく、或いは整備されていてもあまり機能していない。いずれにしてもこれらの不備な要因により汚染状況が余り改善せず、汚染総量も抑制できていないと思われる。資源・エネルギーは急速な経済成長に伴って需給問題が顕在化し、技術水準や管理水準などによる利用率が低く、浪費現象が改善できず、長期的で安定的な経済成長を阻んでいる。

如何にして経済成長と環境保護を両立し、資源・エネルギーの需給問題を解決し、持続可能な社会・経済発展が実現できるかは、中国の資源需給問題と環境問題をマクロ的に見れば分かるように、急速な経済成長に伴う資源需要量の急増、経済規模の急速な拡大に伴う汚染廃棄物排出量の増大は、この二つの問題のポイントである。この二つの問題は共に急速な経済規模の拡大に直接つながる。環境問題の根本的な原因は、人間社会の経済活動による汚染物排出量の増加、自然環境の自己浄化能力限度を超えたので発生したことである。この汚染物排出量は経済活動規模と等比的な増大特性があるので、経済規模の無制限

な拡大は必ず汚染物排出量の増大をもたらす。この汚染物排出量は一旦自然環境の自己浄化能力限度を超えると、環境汚染を招く。資源需給問題も言うまでもなく経済規模の無制限な拡大がその主な原因である。

この自然環境自己浄化能力の限度は定量的に測定できるであろうか。例えば、河川や湖はCODの測定値は一定量を超えると、魚などの生物が生きられない。重金属や有害物の量が一定量を超えた河川の水は、農業灌漑用水にも使えない。大気中の二酸化硫酸が一定量を超えたら、酸性雨が降り、森林が枯れ、耕地も汚染される。この自然環境の自己浄化能力の一定量の「限度説」は、「環境容量」だと言い換えてもよい。鉱産物などの再生不可能な資源は言うまでもなく、水資源や森林などの再生可能な自然資源でもその養う人口と営む経済規模は限られている。そこで、人間社会の経済・生活を営むために必要な自然資源の供給面においても、人間社会の生産・生活から排出された廃棄物に対する自然環境の吸収・浄化面においても、全て自然環境の供給・吸収の「量」に制限されるので、自然「環境総量」という概念を導き出す。この概念の意義は資源供給と廃棄物吸収の両面から自然環境の働きを認識し、この資源供給と廃棄物吸収は自然環境の「量」即ち「環境総量」に制限されていることを理解する必要がある。本文は上記の分析に基づいて約30年間2桁の経済成長を持続してきた中国経済発展の具体的なデータ及びこの経済高度成長に伴う環境汚染の実情を検証する。同時にこの経済高度成長を支えて来た経済政策と環境政策の沿革を辿り、問題の所在を掴む。これらの実証研究・因果連関の分析を通じて、持続可能な経済発展と「環境総量」との関係性を解明し、中国の持続可能な経済発展の行方を模索したい。

第1節 経済成長と資源・環境問題

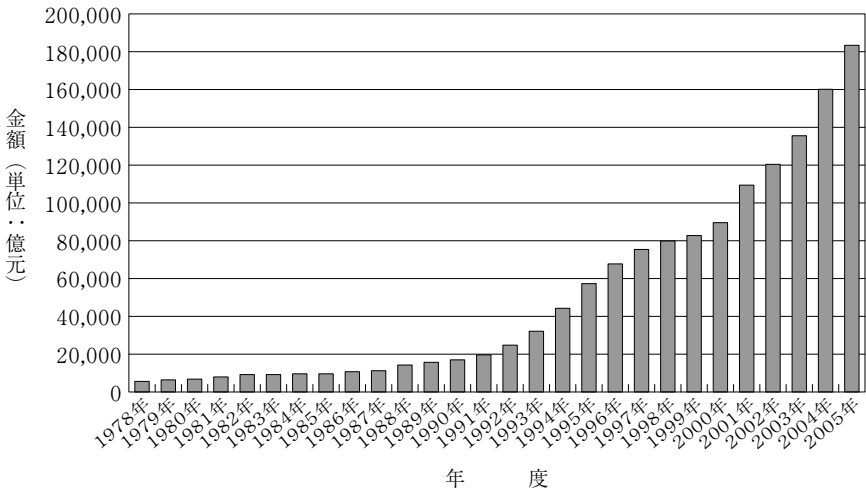
1.1 改革開放政策と経済発展

中国の改革開放は1978年から始まり、約30年経過している。当初は農村か

ら「食糧生産の個人請負責任制」と収穫した食糧は規定の通りに国家に納めてから余った食糧などの農産品の「自由売買政策」を認める農業政策転換からスタートした。それから、社会主義計画経済から市場経済への政策転換、経済特区の認定、外国の先端的な技術・管理ノウハウなどの導入、中国沿岸部・港などの経済技術開発区の建設、さらに中国全土への全面的な対外改革開放の展開である各地の「経済技術開発区」の建設である。近年、この中国沿岸部の対外改革開放の経済的な成功経験を踏まえて、相対的に立ち遅れている内陸部の西北地域の開発と東北既存工業基盤の振興は、経済的な地域格差を是正する為に国家全体経済発展戦略として打ち出された。上記の中国の改革開放は正に、計画経済から市場経済へ、対外的な経済開放は「点」(経済特区)→「線」(沿岸部の対外開放)→「面」(全土の対外開放)、更に西北、東北の立ち遅れている地域の発展促進という政策展開をしてきた。

対外開放、急速な経済発展の結果は、2005年までの27年間で、年間9.4%の

図1 中国 GDP 年度統計 (1978-2005)



(出所) 国家統計局「国民経済計画施行結果の公布」(2006年)より作成。

GDP 成長率を維持してきた。中国政府の予測によると、今後 15～20 年間も、年間 7.5% の経済成長を維持できる見込みである。『中国経済時報』の報道(2005 年 6 月)によると、2004 年、1 年間に中国で消費された各種類の自然資源の総量は、約 50 億トンである。世界全体自然資源消費量の中で、中国の消費割合は、原油 7.4%、石炭 31%、鉄鉱石 30%、鉄鋼 27%、アルミニウム 25%、セメント 40% も占める。中国原油消費量 2.92 億トン、輸入原油 1.23 億トン、原油輸入依存度 42.1% を占める。同時にこの急速な経済発展は、エネルギーと自然資源の消費増を伴い、環境汚染も深刻化し、環境破壊による経済的な損失が大きい。中国社会科学院の鄭易生教授等が発表した「90 年代中期中国環境汚染の経済損失見積」という報告書では、中国 90 年代中期の環境汚染による経済的な損失は、1,875 億元である。その中でも水汚染による経済的な損失が一番大きい。生活、生産などから排出された汚染物質による水系に対する汚染の経済的な損失は 1,428.9 億元で、環境汚染による経済的な損失の 76.2% を占めている⁶⁾。環境汚染の被害は経済的な損失に限らず、地域住民の健康被害や国民経済発展の基礎で、社会存続の基盤である生態環境までも脅かされている。1992 年の京都議定書では先進国の二酸化炭素の排出量の制限が決まったが、世界エネルギー消費量のトップであるアメリカは承認していない。中国やインドなどの新興工業国も二酸化炭素排出量を削減しなければ、この京都議定書の地球温暖化防止の効果は疑問視されている。中国政府は、早くから環境保護を国策として打ち出し、1984 年 5 月 8 日に国務院環境保護委員会を設立し、環境保護体制の整備や関連する法規の制定などに取り組んできたが、環境情勢が依然として厳しい。「世界の工場」といわれる中国の工業生産の急速な発展に伴う資源・エネルギーの需給問題と環境汚染問題は、既に避けて通れない緊急課題になっている。

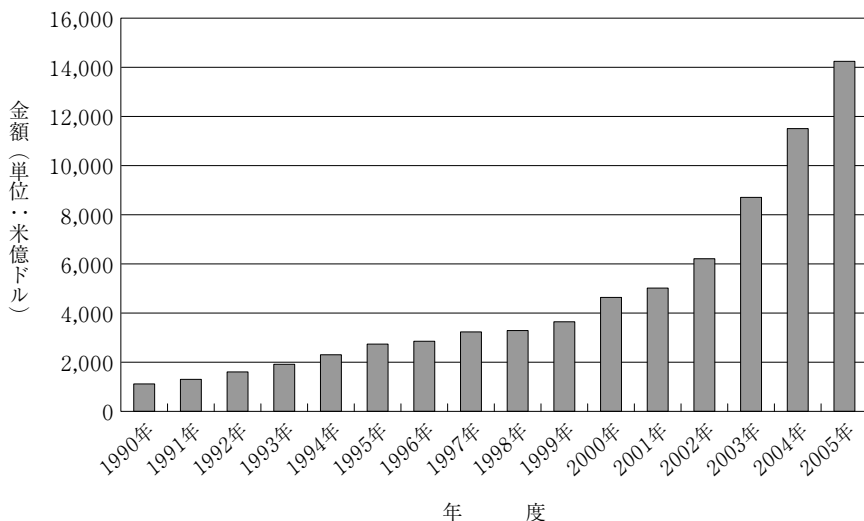
1.2 「世界の工場」と資源問題

中国税関総署が 9 月に公表した今年 1～8 月の対外輸出入統計による

と、2006年1月から8月までの対外輸出入総額は11,046.10億米ドルに達した。前年度比成長率23.9%。その内、輸出は5,996.34億米ドル、25.9%増、輸入は5,049.77億米ドル、21.6%増である。また、中国とEUとの貿易総額は1,689.62億米ドル、22.5%増であり、EUは中国の第1位の貿易国である。アメリカは第2位の貿易国で、1,665.90億米ドル、24.7%増である。日本は第3位の貿易国で、1,313.28億米ドル、11.8%増である。ASEAN諸国連合は第4位、1,009.34億米ドル、22.6%増である⁷⁾。

2001年中国の輸出入総額は5,100億米ドル、世界第6位である。2002年世界貿易の成長率は約2%であるが、中国の輸出入成長率は20%、世界第5位である。2003年の成長率は37%、年間輸入総額の増加部分は、前年度の輸出入総額増加部分の合計金額を超えている。他国の対中国輸出力は11.7%増加し、世界第4位である。2004年11月末まで中国輸出入総額は初めて1兆米ドルを突破して総額1兆1,547.4億米ドルで世界第3位になった。2004年輸出入成長率は36%、年末まで輸出入は30ヶ月連続15%増した。2005年の総輸出入額は、14,200億米ドルで、前年比23.2%増で、世界第3位である。2001年の中長期計画として掲げられた2010年まで1万億米ドルの目標は、6年間繰り上げて実現した。中国の紡績製品の輸出力は、世界紡績製品市場の25%を占めている。中国のエアコン・テレビ・冷蔵庫などの全生産量のうち40~50%を輸出し、DVDは80%以上輸出している。2003~2004年の2年間で、投資増額27%により、加工貿易を牽引してパソコン・通信機器・自動車部品などの部品の輸入量が急増した。2004年の輸入製品のうち、95%が部品と非完成品である。中国は10数年間継続して発展途上国の中で、外国資本導入総額(FDI)第1位、2005年の外国直接投資金額は603億米ドルで、そのうち、製造業70.4%、不動産9%、残りはサービス業、流通業などが占めている。現在中国にある外資系企業の中では、70%は製造業で、2004年新規登録外資系企業の72%、投資金額の75%は製造業である。年間総輸出入金額の中では、外資系企業は輸出額の57%、輸入額の58%を占めている。中国商務部の予測

図2 中国全国年度輸出入総額（1990-2005）



(出所) 国家統計局「輸出入貿易統計」(2006年)より作成。

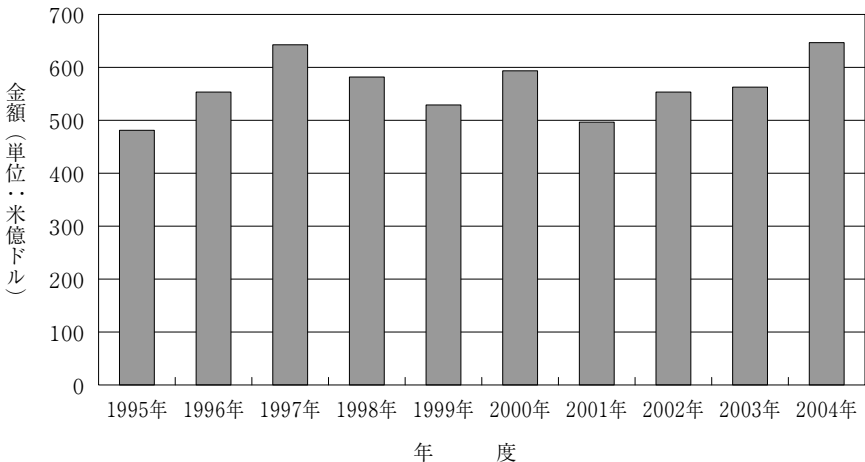
によると、2010年まで中国国内市場規模は4万億米ドルで、年間輸入額は1万億米ドルになるということである。今後5年の間、中国のサービス業輸入成長率は21%にのぼると予測され、2010年までにサービス業輸入金額300億米ドルになる。2010年までに中国の自動車年間販売台数800万台以上になり、携帯電話利用人口は6億人を突破すると予測している⁸⁾。

上記の輸出入総額の構成と成長速度からも分かるように、中国の急速な経済成長は自国経済発展ばかりでなく、世界経済の「牽引車」としての役割も顕在化しつつある。中国の対アジア・太平洋地域貿易拡大に伴って、既にアメリカに替わって、アジア・太平洋地域経済の「牽引車」としての働きが強くなってきている。中国の対アジア・太平洋地域の輸入の成長は基礎施設の投資需要だけでなく、国内消費と輸出需要を満たすためだといわれている。基礎施設投資を満たすには、各種商品と原材料を輸入する。国内消費と輸出を満たすには、半製品・中間製品を輸入して、中国で組み立て、完成品にしてから、国内消費

或いは輸出に供給する。中国を中心にして太平洋地域とアジアの生産・経済の相互依存関係が、既にできているのである。

アジア・太平洋地域の全ての対中国輸出の伸び率は輸出全般の成長率を超えている。2003年、中国はアメリカの代わりに韓国の最大輸出市場になっている。2004年、中国と香港地区は日本の最大輸出国になり、日本財務省が発表した貿易統計によると、8月の対中貿易総額（香港を除く）は2兆8百億円と、対米の2兆3百億円を上回った。日本企業が中国との分業体制を拡大しているため、日中の経済的な結びつきが一段と強まっている。中国はこの十年間で対アメリカの輸出額成長が一番大きく伸びたのに対して、他の国・地域の対米輸出市場が全て下がる傾向になっている。中国を中心とする地域生産依存関係の形成は中国への輸出増加だけでなく、中国の輸出急成長をも促進し、地域全体の経済成長を進めている。この20年あまりの対外改革開放と急速な経済発展により、中国の基礎施設の整備、法制度・管理水準のアップ、工業の集積効

図3 中国全国年度外資導入額（1995-2004）



(出所) 国家統計局「経済貿易統計」(2005年)より作成。

果などは世界企業の投資先としての中国優位性が顕在化している。

中国の輸出は、国内総生産に対する貢献はそれほど大きくないが、産業界の生産高と生産能力の増強に大きく貢献していると思われる。中国を中心とする太平洋地域・アジアの生産枠組の形成に伴って、その産業界水準アップの波及効果が大きい。

1997年以前は、アメリカはアジア・太平洋地域の経済牽引車であったが、中国を中心とするアジア・太平洋地域の「生産枠組」の形成に伴って、中国がアメリカに替わって「牽引車」になっている。これも、中国国内の所得水準をアップさせ、消費をも促進し、中国は「世界の工場」であると同時に「世界最大の消費市場」にもなりつつあるといわれている。

1.3 経済成長の限界

中国政府は、2020年に「小康社会」（「多少の資産があり、生活に困らない」状態を指す）になる目標を立てた。現在、中国社会では二つの変化が起こっている。一つは経済構造と消費構造の変化である。もう一つは、都市化である。中国经济の急成長の中で、特に一人当たりGDPが1,000ドルを超えてから、その経済構造と消費構造の変化が非常に顕在化している。近年来、重化学工業の発展が著しい。重化学工業の増加額は工業全体の増加額の67.6%を占めている。エネルギーと資源の高消費産業の著しい発展は近年の資源とエネルギーの供給緊迫の主な原因である。また、消費構造から見れば、特に都市部住民の消費構造は伝統的な「食・衣類・用」から「家電製品の普及・住居・車」へと変化している。この消費構造の変化と向上は資源・エネルギーの供給緊迫をもたらした。

もう一つは都市化の加速度的発展である。都市化は年間1ポイント以上の速度で進行している。毎年、1,400万~1,500万人の農村人口が都市部に移動している。2005年の人口統計によると、中国の都市部人口は全人口の43%を占めているが、2020年に約60%に達すると予測している。通常、都市部人口の

一人当たりエネルギー消費量は農村部人口の3.5倍である。大規模な農村部人口の都市への移動は、エネルギーと資源の消費増加をもたらすようになる。

2003年、中国の石油消費量は2.67億トンにもものぼり、輸入原油9,700万トン、輸入依存度36%であったが、2004年には中国石油消費量2.92億トン、輸入石油1.23億トン、原油輸入依存度42.1%と上昇した。2005年の年間石炭生産高21.9億トン、2020年にはGDPは2000年の2倍になる見込みで、石炭の需要がさらに増える。しかし、中国の人口当たり平均資源埋蔵量は少ない。中国の自然資源の総埋蔵量は世界の第3位を占めているが、人口当たり平均所有量は第53位である。世界の人口1人当たり平均所有量のわずか2分の1である。大量で、貿易不可能な資源、例えば水資源の人口当たり平均所有量は世界水準の4分の1である。2030年中国の人口平均水資源所有量は1,700立方メートルで、水資源不足国になる恐れがあると予測されている。急速な経済発展に伴って、中国国内鉱産物資源の供給・保障能力も不足している。45種類の重要な鉱産物資源のうち、2020年には9種類が深刻な供給不足に陥り、10種類が欠けると予測している。「欠ける」意味は輸入依存度が40~70%で、70%を超えた場合は深刻な供給不足だと定義している。この自然資源とエネルギーの大量の消耗に基づく経済成長パターンは長く継続することは難しく、2020年の「小康社会」経済発展目標を実現するために、経済発展政策の転換を迫られている。

中国の技術水準や管理水準などの欠陥により、資源利用率が低く、資源が浪費される場合が多い。先進国及び一部の途上国と比べると、中国の資源利用率は低い。確かに1980年~2000年の20年間では、中国の資源利用率は向上した。GDPは年平均9.4%成長したのに対して、エネルギー消費は4.6%にとどまった。GDP成長に対するエネルギー供給は半分が「開発」によって、半分が「省エネ」によって達成した。しかし、2002年以降、エネルギー消費はGDP成長を超え、エネルギー供給のネックが顕在化している。

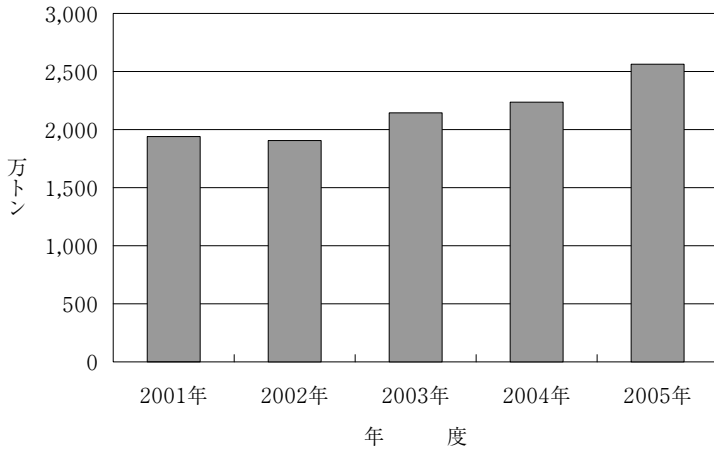
中国の資源浪費は深刻である。鉱産物の総回収率は約30%で、先進国より

20%低い。建築面積当たりのエネルギー消費は、気候類似の先進国の2～3倍になっている。中国の年間新築面積は約20億平方メートルで、先進国新築面積の総面積よりも多いが、省エネ住宅面積は3.5%しかない。都市化の加速に伴って、大量の高エネルギー消費型住宅を建築すれば、その使用年数が70～80年間であることを考慮すると、将来のエネルギー消費負担にもつながるのである。

環境汚染が深刻化している。中国政府が2001年12月に公布した「国家環境保護“十五”計画」⁹⁾の目標によると、2005年には2000年に比べて全国汚染物（二酸化硫酸、二酸化炭素など）を10%減、都市生活污水处理率を45%引き上げ、中等都市以上の都市空気を2級水準に改善する計画である。しかし、2004年までに、都市生活污水处理率が45%、中等都市以上の都市空気が2級水準に達した都市は、39.5%しかない。また、2004年には2002年より全国の二酸化硫酸排出増加量は293万トン、酸性雨比率40%を超えた都市は7.2%上昇した。さらに国家地質調査局の調査によると、全国の25%の地下水が汚染され、35%の地下水源は不合格である。平野地域の54%の地下水は生活用水水質基準に達していない。半分以上の都市部において地下水汚染が深刻である。2000年の118大中都市の地下水測定データに対する分析結果によると、64%の都市地下水汚染が深刻であり、33%の都市地下水汚染が軽度である。すなわち、中国の3分の1の国土が酸性雨に汚染され、主な水系の30%が5類（水質評価基準¹⁰⁾）以下、60%の都市部空気¹¹⁾が3級或いは3級以下である。

全国人民代表大会常務委員会の水質汚染予防法の司法検査結果（2005年）によると、中国7大水系の中で「V類」以下の流域は3割を占め、このような水は有害な水で、農業灌漑にも使えないという。黄河を例にとると、源流域の青海から甘粛・寧夏・内蒙古まで沿岸部にはエネルギー、重化学、非鉄金属、製紙などの汚染排出工場が立ち並び、汚水排出量が年々増えている。これらの工場は、污水处理率が低く、排水基準に達していない汚水や未処理の汚水を排出している。国家の西部地域開発の加速に伴って、既存の汚染工場の改善がで

図4 中国全国年間二酸化硫酸排出量 (2001-2005)



(出所) 国家環境保護総局「全国環境統計」(2006年)より作成。

きていないにもかかわらず、汚染工場が新たに建設され、東部沿海地域の汚染工場も規制の緩い西部地域に移転する傾向にあり、西部地域の環境汚染を加速させている。

流域住民が、中国全国人口の6分の1を占める中国で第3位の大河である淮河は、早くから水質改善のために大量の資金が投入された大河である。90年代初め、淮河の汚染が深刻になり、流域生態環境が壊滅的な状態に陥り、流域住民の生活にまで深刻な影響があらわれた。国務院は「淮河水質汚染専門会議」(1994年6月)を開き、「淮河流域水質汚染防治暫定条例」を発効した。この条例は、中国では初めて単一の河川水質汚染改善のために特別に制定された条例である。しかし、2004年の淮河流域水質調査結果によると、汚染状況が悪化し、汚染測定値は既に歴史上の最高値になっている。約6割の流域の水質が「V類」以下になり、流域の地下水にまで影響し、1.3億人にのぼる流域住民の生活に直接影響を及ぼしている。

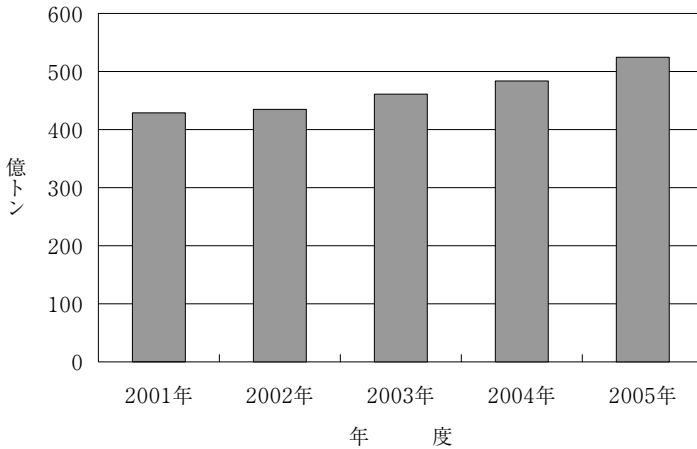
国家環境保護総局の調査によると、全国の河川の約4分の1は既に汚染によ

り流域灌漑用水が足りなくなり、全国の約75%の湖は汚染されている。また、中国科学院の「2005年中国工業発展報告書」によると、1998年以降、重化学関連企業は年間18.5%の成長率で増えている。広東省の「珠江デルタ」や、上海の「長江デルタ」などの環境敏感地域の河川沿岸部にまで重化学工業が建設されている。水利部門の調査によると、汚水排出量は既に80年代の倍以上になり、年間汚水排出量は600億トンに達している。このうち、80%以上は、未処理のまま直接河川や湖などに排出される。このため都市部の水源汚染は深刻であり、90%以上汚染されている¹²⁾

2000～2005年の間、中国のエネルギー消費増加率はGDP成長率を超えている。石炭生産量は2001～2004年の4年間で、計画増加率3.23%を大幅に超えて、18.3%を記録した。関係者の予測によると、2025年前後、中国の二酸化炭素排出量は恐らくアメリカを超えて、世界第1位になり、中国の60%の都市部空気は3級或いは3級以下になるとみられている。2001年の世界銀行の報告によると、世界の汚染深刻な20都市の中、16都市が中国にある¹³⁾ 2005年の全国の二酸化硫酸排出量は2,549万トン、環境容量の1倍を超えている。石炭火力発電所とコークス製造工場が二酸化硫酸の主な発生源である。全国石炭火力発電所の脱硫装置利用率は14%しかない。山西省はコークス生産量が多く、2005年には8,000万トン以上のコークスを生産したが、その生産企業680社中の65社だけに環境許可が下り、排気基準に達した企業は30社しかなく、全体の5%しか占めない。2005年における市と県の696地域の観測の結果によれば、半分以上の市と県では酸性雨が発生し、酸性雨発生率100%の地域もあった¹⁴⁾

こうした水質汚染と大気汚染は地域住民の健康を脅かすとともに、地域社会に大きな経済的な損失とアメニティ環境の喪失を招いている。

図5 中国全国年間汚水排出量（2001-2005）



(出所) 国家環境保護総局「全国環境統計」(2006年)より作成。

第2節 中国における環境政策の展開

2.1 中国の環境保護体制と法規

中国の環境行政が国の独立した専門機関によって推進されるようになるのは、1970年代の前半になってからである。国務院は1974年に環境保護指導小組を設立し、全国環境保全行政を開始した。その後、各地で環境保全に関する専門機関を設立したが、これらの機関の法的地位は不明確で、臨時的・過渡的な性質を有していた。1979年に制定された「環境保護法（試行）」は、国務院が環境保護機構を設置し、省・自治区・直轄市の人民政府が環境保護局を設置し、市・自治州・県・自治県の人民政府が必要に応じて環境保護機構を設置すると規定した。1982年には国務院は環境保護指導小組を解消して城郷建設環境保護部を設立し、その中に環境保護局を設け、1984年には、国務院は環境委員会を設置し、環境保護局を国家環境保護総局に改称して、相対的な独立性を与えた。そして1988年以来、国家環境保護総局は国務院が直轄する独立的

な職能機関になって、全国環境保護の行政管理を担当している。

中国における環境法の体系は、大体次のように分けることができる。

- ①憲法上の規定であり、第26条の環境保護の趣旨、第9条の自然資源の保護、第22条の名所・旧跡などの保護である。
- ②総合的な環境保護のための基本法である「環境保護法」である。
- ③環境保護の特別法と条例。
- ④国務院又は国務院に属する行政機関が公布した環境保護及び環境管理に関する行政法規、環境標準等。
- ⑤地方の環境条例。国の環境法規または環境標準に規定されていない項目について、地方は条例又は標準を制定でき、また国が制定している項目については、国のものよりももっと厳しい地方条例又は標準を制定することもできる。
- ⑥環境に関する国際条約・協定。
- ⑦その他の法律に関する規定。

環境法は、他の諸法律制度とも密接に関連する。そのうち、特に注目されるのは民法及び刑事法である。

中国の環境行政政策体系は、主に下記の8項目の政策体系によって構成されている。即ち、環境影響評価制度、「三同時」¹⁵⁾の制度、汚染賦課金徴収制度、環境保護目標の責任制度、都市環境の総合的整備に対する定量的審査制度、汚染物質の排出に対する申告登記及び許可証制度、汚染の集中制御制度及び期限付き汚染の処理制度である。最初の3項目は1979年の「環境保護法（試行）」の中で規定され、後の5項目は1989年の第3回全国環境保護大会¹⁶⁾に提出されたものである。

中国における環境法の独自性、特色は次のようなことだと思われる。「第1に、中国の環境法は環境保護法の目的の1つとして、経済発展の促進を規定している。発展途上国である中国は、経済成長が基本的な社会目標になり、経済発展と環境保護の両者を互いに調和させることを求めている。第2に、法制度または現状を見れば、国家による環境に対する最も効果的な管理とは、行政的

手段である。行政手段の運用は、環境管理全体においてとりわけ重要な役割を有しているのである。第3に、環境法の基本法と言うべき「環境保護法」をはじめ各特別法では、原則的条文が多く、成立した環境法と整合する実施細則、地方条例などが十分にできていない。現在までのところなお十全な環境法体制の整備には一定の距離がある。

西側の諸国では、国民により環境保全が進められるが、中国では上からこの問題が提起され、国民または一般幹部も環境問題をまだ十分に理解していない。したがって、中国の環境保全は、政府から認識し、推進するのであるが、私的環境権益が損害を受けた場合には、行政機関に救いを求め、自ら法律を援用して、自己の正当的権益を守ることが少ないのが現状である。中国では、整備中の法律の中で、環境法が一番順調に整いつつあると言われている。だが、法律を実施することは法律を制定することよりも難しい。特に環境法の規制対象は、国家機関、国有企業、事業体等の公的部門であり、同じ公的部門である司法機関との間に複雑な関係が存在している。また、一部の地域では、上から下まで皆が短期的な利益を重視し、特に経済改革が実施されてからは、企業が盛んに「最大の経済効率」を追求する、「目先の利益のためのやり方」ばかりを採用するようになり、生態系への影響をコントロールするすべがないのである。」¹⁷⁾

2.2 環境管理体制の未整備

中国では環境管理行政システムと環境保護関連法規も整備されたが、なぜ環境汚染を抑制することができず、深刻化しているのか。法規の制定と管理システムの整備よりもこのシステムの機能と法規の実施・定着がより難しいからである。

上記の8項目の柱である政策構成から見れば、環境影響評価制度、「三同時」の制度、汚染物質の排出に対する申告登記及び許可証制度、汚染の集中制御制度及び期限付き汚染の処理制度という5つの制度は、汚染未然予防、経済

発展と環境保全施策を同時に進める。環境汚染の深刻な企業や地域などに対して重点的に対策することは有効な施策で、いい成果を収めるわけである。しかし、中国では約2万の郷鎮企業が農村地域に散在している。県レベルまで環境保護機構が設置されているが、その管理体制はまだ完全には整備されていない。それに、資金、技術、専門技術人材などのネックや地方保護主義、経済発展優先などの影響により、環境保護制度は余り機能していない。農村部より諸条件の比較的良好な都市部では、環境影響評価制度や「三同時」制度などの施行率が下がる傾向にある。操業当初は汚染物質除去・処理設備は稼動したが、設備のメンテナンスや稼動コストや管理体制などの問題から、環境保全設備がストップしている企業も存在している。

環境保護目標の責任制度、都市環境の総合的整備に対する定量的審査制度は、主に行政当局者に対する「業績考課」にすぎず、法的な拘束力が弱い。経済発展優先の経済高度成長期の中国では、地方行政当局者にとって環境保護の成果よりも、地域経済振興の面で顕著な業績を成し遂げれば高く評価されるので、環境保護を犠牲にしても経済発展を勝ち取ろうという傾向が強いそうである。経済発展を重視し、自然環境保護、地域住民生活環境整備を軽視する地方行政当局者の意識も、環境改善を著しく阻んでいる。

最後に汚染賦課金徴収制度¹⁸⁾は、抜け穴が存在していると言わざるを得ない。この制度は、「外部不経済の内部化」や「汚染者負担原則」などを理論的根拠に導入されている。しかしこの制度自体が、汚染者の「免罪符」になり、汚染者と司法者の双方の利益温存の「温床」にもなっている。汚染賦課金の金額よりも、汚染除去設備の稼動コストの方が高ければ、汚染企業は汚染賦課金を支払っても、汚染除去措置を取らない。また、汚染賦課金徴収制度によると、その徴収したお金の1割は、国庫予算収入として国に納める。残り9割は地方予算収入として地方国庫に納め、環境保護・汚染予防・汚染除去新技術の研究開発の専用資金として使用されることになる。環境行政当局は、増収するために、汚染企業に対する取り締まりを緩め、汚染行為があれば罰金だけ徴収

し、汚染抑制・防止の役割をあまり果たしていない。司法側でさえ汚染改善意識が薄く、環境改善の目処が立っていない。

このように中国の環境保護制度に重大な「欠陥」があり、如何にしてこの問題を解決するかが問われている。

2.3 循環経済学の登場

上記の自然資源・エネルギーの需給問題と深刻な環境汚染という二つの経済発展ネックを克服し、持続可能な経済発展を進めるために、2003年10月に中国共産党第16回全国大会、3回中央委員会は、中国経済の科学的な発展方式と持続可能な「循環経済」政策という新しい経済発展理論・政策を提起した。中国の清華大学環境科学と工学部の副研究員石磊氏は「循環経済」という新経済発展理論について、下記の3つのポイントを指摘した。(1)「小循環」は企業層の「清潔生産」、(2)「中循環」は工業団地及び地域層の生態工業、(3)「大循環」は社会全体のグリーン消費、廃棄物再利用などのリサイクル・システムの整備である。従来の経済は資源－製品－廃棄物の大量廃棄型の経済パターンであるが、循環経済は資源－製品－再生資源の循環型経済パターンである。これは大量生産－大量消費－大量廃棄の20世紀型経済の根本的な改革を図るものである。

「循環経済」の理論について中国の学識者たちの論点をまとめると下記の通りである。

「循環経済」とは、自然生態系の物質循環方式に基づいて運営している経済システムである。循環経済は生態学法則により人類社会の経済活動を行う。循環経済の特徴は資源の節約と循環利用なので、資源循環型経済と言っても良い。循環経済は、減量化、再利用、資源化の原則に基づいて実施する。減量化原則は、比較的少ない原材料とエネルギーにより生産目的と消費目的を達成する。経済活動の初期段階も資源節約と汚染抑制を行う。生産の中では、減量化原則として製品体積の小型化と軽量化を強化する。製品の包装簡素化と製品機

能多様化を行い、廃棄物減量化を実現する。再利用原則は、製品の使用機能が終わっても再利用可能な資源にし、有害廃棄物を抑制する。これは原材料から製品になり、市場を経て、消費、廃棄になってから又新たに「生産－消費－生産」の循環システムに入る。資源化原則は、製品或いは包装器具は、使い捨てや一回使って廃棄するのではなく、繰り返し使用する。シリーズ製品や関連製品などの部品或いは包装器具は互換性があり、モデルチェンジをしても再利用ができる。上述の事は循環経済の基本的な原則になっているが、その重要性は同じではなく、減量化原則こそ循環経済の第一法則である。

「循環経済」は生態学の法則に基づいて人類社会の経済活動を指導し、「3R（減量化、再利用、再循環）」を社会経済の原則にする経済システムである。循環経済は、「資源－製品－再生資源」という循環式の経済システムにより「低採掘－高利用－低排出」を実現し、物質とエネルギーを最大限に利用して資源利用率を高め、汚染廃棄物を最大限に減少し、経済運営の水準と効率をアップする。循環経済は一種の「生態経済」と言える。

従来型経済は「資源－製品－汚染排出」という一方通行型の経済で、高採掘、低利用、高排出の粗放的で一回性の資源利用である。循環経済は「資源－製品－再生資源」という経済システムであり、「低採掘－高利用－低排出」により、全ての物質とエネルギーはこの経済循環の中で合理的に長く利用される。

上述の通りで、循環経済の「3R」原則は、資源・エネルギーの消耗削減と廃棄物排出の抑制を目指すものであり、「循環経済」政策の施行により中国の資源・エネルギー需給問題と環境汚染問題を解決しようとするものである。もちろん、この「循環経済」政策の施行により、中国の資源・エネルギー需給問題と環境汚染問題の解決に対して、一定の成果を収めることができるが、「循環経済」を実現するには、法規・行財政の政策整備、技術、資金、人材など諸条件の整備が欠かせない。しかし、今日の中国においては技術的な制限や経済的な要因などにより、政策効果が充分発揮されていない。上記の諸条件の整備状況により政策効果が大変異なるし、産業や生産製品などの違いにより「3

R」の実現度合いも違う。客観的な現実状況を軽視して、その政策効果を余りにも「理想化」すれば、根本的な問題解決ができないし、危機回避のチャンス逃す恐れもある。年間2桁の高度経済成長が継続する中国の現実からすれば、その政策効果を期待することは難しい。

日本の環境経済学者の宮本憲一氏は『環境の経済理論』の中で下記のように述べている。「今後の環境政策を End of Pipe ではなく、発生源で汚染物を処理し、リサイクリングすることによって、環境総体への負荷は小さくなる。さらに地球環境保護を考えればまず事業者が生産の段階で物質やエネルギーの投入量を減らし、公共機関や家庭が商品やエネルギーの消費を節約することが望ましいと言える。個別の対策を超えて、今日の環境政策の目的は環境への負荷を最小限にして、被害を全面的に救済し環境破壊の事業を抑制し破壊された環境を再生し、アメニティのある環境の創造をはかることにあるとあってよい。つまり、環境政策は環境問題の解決を通じて新しい社会経済システムをつくりだしているといっている。個別対策はこの総合的な目的に向かって計画されねばならないだろう¹⁹⁾」

宮本憲一氏の汚染源直接対処、生産段階のエネルギー・廃棄物の減量化、リサイクルなどの環境対策は、有効な施策で、汚染削減・環境改善に対して重要な役割を果たしてきたし、今後も引き続き実施すべきである。しかし、経済発展速度、生産規模の拡大による汚染がこれらの環境対策効果を上回る場合には、環境保全是悪化する一方で、改善できない。理論と政策の限界が露呈しているのであり、もっと根本的な理論模索と改善策が問われている。

ま と め

中国の改革開放政策の展開は著しい経済発展を勝ち取り、国民生活水準が高くなり、社会全体の進歩と発展を進めている。中国の経済発展は世界経済のグローバル化、一体化、分業化に対して益々重要な役割を果たしている。国際経

済枠組の中で重要な位置付けになっている中国経済の健全で安定的な発展が不可欠である。特に中国の持続可能な経済発展のネックになる資源・エネルギー需給問題と環境汚染問題の解決は中国だけではなく、世界経済の発展、地球環境保護に対しても不可避の課題である。上記の一連の経済・環境に関する具体的な統計データから分かるように、中国の経済生産規模の急速な拡大による資源・エネルギーの供給不足だけでなく、環境負荷オーバーによる環境汚染が深刻である。中国政府はこれらの問題を解決するために政策制定から法律・管理体制の整備などの努力をしてきたが、一定の政策効果がみられるものの、問題の根本的な解決ができず、むしろ深刻さが増している。この問題未解決の現実からも今までの環境経済理論と施策の限界が露呈していると言わざるを得ないのであり、持続可能な中国経済発展は重要な課題になっている。

持続可能な発展は、「環境と開発に関する世界委員会」(WCED)によって1987年に提示された、いわゆる「ブルントラント委員会報告書」として知られる *Our Common Future* のなかで用いられ、その後広く使用されることになった概念である。同レポートでは、「持続可能な発展とは将来世代が自身のニーズを満たそうとする能力を損なうことなく、現存する人々のニーズを満たす発展」という定義が与えられている。この持続可能な発展にとって、人類社会の生産活動と生活活動を維持している自然資源と綺麗な自然環境が不可欠である。化石燃料や鉱産物の資源はいずれ枯渇するはずであり、再生可能な自然資源も健全な自然環境に依存して成り立つので、その意味からすれば、健全で綺麗な自然環境が存続してこそ人間社会の持続可能な発展の条件である。今までのように自然環境に依存している経済しか存在しない現実を認識できず、自然環境を汚染し、自然環境を破壊するまで経済発展・利益を求めることで、持続可能な発展や将来世代のニーズを満たすことは言うまでもなく、現世代の存続までも脅かしている。このことは、環境汚染、公害被害による水俣病などの人体健康被害や酸性雨、地球温暖化などによる生態系の破壊などから実証できる。掛け替えのない自然環境、生態系が一旦破壊されると再生不可能である。

そこで、経済発展は環境保全の枠内に抑えて企画し実施しなければならない。その為に自然環境に対する量的な認識が必要であり、自然「環境総量」を確認することが経済発展規模確定の前提条件として不可欠なことである。この「環境総量」を持続可能な発展の基礎とすれば、下記のような関連式を導き出すことができる。即ち「**環境総量 → 経済総量 → 資源・エネルギー消費総量 → 排出・廃棄物総量 → 資源・エネルギー供給・環境保全確保 → 持続可能な社会・経済発展の実現**」である。中国経済の発展の現状から見れば、この関連式の要である「環境総量」に対する認識不足により、今日のような資源需給問題と環境汚染問題に直面するようになってきている。『中国環境保護（1996-2005）』白書によると、「1996-2000年の間、全国では8万4,000社の資源浪費・環境汚染の小企業を閉鎖した。2001-2004年の間、三回に渡って立ち遅れた生産技術と製品を淘汰するリストを発表し、深刻な資源浪費・環境汚染の企業3万社余りを閉鎖した。資源消費が多く、環境汚染の重点業界である鉄鋼、セメント、電解アルミニウム、合金、コークス、などの8業界に対して集中的な汚染防除施策の実施を指導し、1,900余りの建設プロジェクトを中止或いは先送りにした。2005年、環境汚染で国家産業政策に違反した鉄鋼、セメント、合金、コークス、製紙、捺染などの企業2,600社を閉鎖した」。このような資源浪費・汚染発生源の根本的な排除政策は、問題解決の第一歩であるが、如何にしてこの成果を維持し、定着させるか、今後の課題である。このような大量資源消費と環境汚染物質排出量の多い企業を閉鎖する政策を通じて、資源需給バランスをとり、環境汚染物質排出量を環境保全確保範囲以内に抑え、「環境総量」に合わせた経済規模・産業システムを構築すれば、持続可能な社会・経済発展を実現できるかもしれない。しかし、経済高度成長期の中国ではこのような経済成長の減速或いはマイナス成長をもたらす恐れのある政策実施はとても難しい。そのために国の産業政策、環境保護政策、経済長期発展戦略などの政策は全て持続可能な社会・経済発展の基本方針に基づいて行わなければならない。この政策の制定と実現は一つの課題である。もう一つはこの政策制定の理

論的基礎として、自然環境の「資源供給」と「廃棄物吸収」の「限度説」、いわゆる「環境総量」に対する認識の確立と理論説明はもう一つの重要な課題であり、更なる実証研究と理論構築が必要である。

「京都議定書第2回締約国会議（COP/MOP2）」は、途上国を含めた2013年以降の温室効果ガス削減の取り組み、2008年冬の京都議定書第4回締約国会議（COP/MOP4）で協議することを明記した会議報告書を採用し、閉幕した。最大の課題だった途上国の取り組みについて合意に導くことができたが、経済への悪影響を嫌う途上国に配慮し、具体的な内容の協議は来年以降に先送りした。今後、世界第2位の温室効果ガス排出大国である中国などを実効性のある取り組みに巻き込めるかが課題となる。

京都議定書第2回締約国会議は、2013年以降に空白期間を作ることなく新たな枠組が継続する余地を残した。しかし、協議の打ち切りを主張してきた中国やインドを交渉の場にとどめた点が評価できる。だが、合意を優先して具体的な削減策の策定を先送りしており、今後も途上国の反発による議論押し戻しの可能性がある²⁰⁾

京都議定書について中国を含む発展途上国と先進国の対立が続いてきた。高度経済成長を進めている中国やインドなどの新興工業国及び二酸化炭素の排出大国アメリカの温室ガス削減の参加がなければ、地球温暖化防止の成果も限られている。発展途上国の環境保護より貧困解決などの経済発展優先論は、それなりの理由があるわけであるが、しかし、環境汚染・破壊を代価にして獲得した富は一時的で、長期的な経済発展の基礎を失い、社会存続の基盤を喪失する恐れがある。先進国の経済成長は発展途上国より多くの二酸化炭素などの排気ガスを排出した上で築き上げたものである。その意味からみれば、先進国は地球温暖化防止事業に対してより主要な責任を負うものであり、技術供与から資金援助、人材育成などにおいて貢献すべきである。発展途上国も自国の長期的で維持可能な発展と地球環境保護の人類共同事業の立場から考えて行動すべきである。とくに13億人の人口を持ち、「世界の工場」と言われている中国は、

持続可能な経済発展と環境保護政策を実施し、世界経済発展と地球環境保護に対してより大きな貢献をすべきである。中国はまだ京都議定書を承認していないが、国策としての環境保護政策を掲げて、自国の環境保護と国際的な環境保護事業に積極的に取り組んでいる。アメリカも国としては京都議定書を承認していないが、各州の環境保護政策としてより厳しい環境保全法律を制定し、国家の環境保護政策制定に対しても大きな影響を及ぼしている。このような各国の環境保護の取り組みにより京都議定書の目標実現に近づいている。

世界経済のグローバル化と環境汚染が地球規模にまで広がっている今日、一国の経済・環境の施策、とりわけ中国の経済発展と環境状況の変動は、地域から世界までの経済・環境の行方に対しても大きな影響を及ぼす。これらの問題を解決するには、自国の努力ばかりではなく、国際的な協力が最重要である。資本・市場の原理に大きく左右されている今日の世界では、国益を越えて人類共存共栄理念の樹立が必要であり、この共通理念の実現は世界各国の努力と連携がなければ成り立たない。持続可能な発展は国境を越えて、努力し続けるべき人類共同事業である。

参 考 文 献

- 環境経済政策学会 編 (2006年), 『環境経済・政策学の基礎知識』有斐閣ブックス
宮本憲一 (1989年), 『環境経済学』岩波書店
植田和弘 (1996年), 『環境経済学』岩波書店
孟赤兵・苟在坪 (2005年), 『循環経済要覧』航空工業出版社
張凱 (2004年), 『循環経済—理論研究と実践』中国環境科学出版社
呉季松 (2005年), 『新循環経済学—中国の経済学』清華大学出版社
馮之浚・郭強など (2004年), 『循環経済導論』人民出版社
馮之浚・郭強・張偉 (2005年), 『循環経済—幹部読本』中共党史出版社
日本環境省ホームページ: <http://www.env.go.jp>
中国国家商務部ホームページ: <http://www.mofcom.gov.cn/>
中国国家発展・改革委員会ホームページ: <http://www.ndrc.gov.cn/jj/default.htm>
中国国家税関総署ホームページ: <http://www.customs.gov.cn/YWStaticpage/default.htm>
中国国家統計局ホームページ: <http://www.stats.gov.cn/tjij/>

中国国家環境保護総局ホームページ：<http://www.zhd.gov.cn/>

国家土資源部ホームページ：<http://www.mlr.gov.cn/Guotuportal/appmanage/guotu/index>

CHINAホームページ：<http://www.china.com.cn/>

人民ネットホームページ：<http://www.people.com.cn/>

新華ネットホームページ：<http://www.xinhuanet.com/>

中国広東省統計局ホームページ：<http://www.gdstats.gov.cn/>

注

- 1) 中国国家統計局ホームページより
- 2) 中国國務院直下の事業部門である中国科学院のプロジェクト・グループ
- 3) CHINA ホームページ「中国の節約型社会建設の歴史的な沿革」(「2006 中国の持続可能な発展の戦略報告」より)
- 4) 3R とは「Reduce principle」「Reuse principle」「Recycle principle」(減量化・再利用・再循環)
- 5) CHINA ホームページ「2006 中国の持続可能な発展の戦略報告」より
- 6) 中国国家環境保護総局ホームページより
- 7) 中国国家税関総署ホームページより
- 8) 中国国家発展と改革委員会ホームページより
- 9) 「国家環境保護“十五”計画」は国民経済と社会発展第十回「五カ年計画」内容の一部であり、国家環境保護に関する第十回「五カ年計画」である。
- 10) 「水質評価基準」は、地表水環境品質標準と地下水品質標準に分けられているが、ここでは地表水環境品質標準を指す。地表水水域環境効能と保護目標により、その効能の高低に基づいて5類に分けている。
 - I類：主に水源地、国家自然保護区に適用する。
 - II類：集中的な生活飲用水の地表水水源地1級保護区、絶滅の恐れのある水生生物生息地、魚介類の産卵場所、幼魚の生息水域など。
 - III類：集中的な生活飲用水の地表水水源地2級保護区、絶滅の恐れのある水生生物生息地、魚介類の産卵場所、幼魚の生息水域など。
 - IV類：一般工業用水区及び人体に非接触的な娯楽用水区。
 - V類：農業用水区及び一般的な景観水域。
- 11) 空気は3分類にしている。
 - 1類区：自然保護区、風景名勝地及び特殊な保護地区。
 - 2類区：都市部の居住区、商業・交通・居住の混在区、文化区、一般工業区と農村地域。
 - 3類区：特定工業区。また、空気の品質標準は、3級に分けている。上記の1類区は1級で、2類区は2級で、3類区は3級である。

- 12) 『中国青年新聞』2006年1月10日の記事より
- 13) CHINA ホームページより (「十字路にある中国の環境保護」2006年3月22日)
- 14) CHINA ホームページより (「中国1/3国土は酸性雨影響を受けている」2006年8月27日)
- 15) 「三同時」とは、新築、改築、及び増築工事、汚染防止施設並びに主要工事においてはいずれも、必ず同時に設計し、同時に施工し、同時に操業を開始しなければならないことを意味し、これを略して「三同時」の制度と呼ぶ。
- 16) 全国環境保護大会は、下記の通りに開かれた。
- ・ 第1回全国環境保護大会 (1973年8月)、中国の環境保護事業の幕開けだと位置づけている。大会では、「環境保護と改善に関する若干規定」を決議し、「全面的な計画、適切な重点施策、総合利用、「害」を「利」に、民衆の力を活かさせ、環境保護、人民に幸せを」という環境保護方針を定めた。
 - ・ 1983年12月 第2回全国環境保護大会を開き、大会では、環境保護を基本的な国策に位置づけた。経済、都市・農村、環境の企画、実施、発展の均衡と経済・社会・環境の全面的な発展促進の方針を定めた。「予防が重点で、予防と対処が補い合い」、「汚染者の汚染除去責任制」、「環境管理の強化」という三つの重点的な政策を打ち出した。
 - ・ 1989年5月 第3回全国環境保護大会を開き、大会では、環境制度の整備を促進し、環境監査・管理を強化し、環境と経済の調和的な発展を進めることを提唱した。
 - ・ 1996年7月 第4回全国環境保護大会を開き、大会では、環境保護は持続可能な発展戦略の重要な事で、環境保護は即ち生産力を保護することである。
 - ・ 2002年1月 第5回全国環境保護大会を開き、大会では、「環境保護は、政府の重要な責務で、社会主義市場経済のニーズに基づいて、全社会の協力を通じて、事業展開を促進する。」と提唱した
 - ・ 2006年4月 第6回全国環境保護大会を開き、大会では、下記の四つの政策展開を強化すると決議した。1. 発展目標設定として、経済・省エネ・環境ともに定める。国家第十一回五ヵ年計画の目標として、今後5年間、単位GDP成長に対する省エネ20%、汚染物排出削減10%。2. 産業政策の厳格化、特にインフラと企業の許認可制度の強化。環境汚染、資源浪費の企業とインフラのプロジェクトは許可しない。3. 環境汚染の重点改善を強化する。特に水系・空気・土壌の重点地域に対して確実な計画を立てて、実施する。4. 厳格な法律により、環境保護を実施する。法律により、エネルギー浪費、深刻な汚染の企業を閉鎖する。法律に基づいて汚染により人身・社会に重大な被害・損失をもたらした企業の責任者に対して責任を追及する。(中国国家環境保護総局ホームページより <http://www.zhb.gov.cn/>)
- 17) 中国研究所編 (1995年)、『中国の環境問題』新評論 84~85頁より
- 18) 「汚染物排出賦課金の徴収・使用・管理の方法」は国家財政部、国家環境保護総局にて2003年7月1日より発効。30万キロワット以上の電力企業の二酸化硫酸排出の賦課金徴

収は、省、自治区、直轄市の環境保護行政機関において施行する。その他は市、県の環境保護行政機関において徴収する。

- 19) 佐和隆光・植田和弘編（2002年）『環境の経済理論』岩波書店 18頁
- 20) 毎日新聞ホームページ <http://www.mainichi-msn.co.jp/kokusai/>

表1 中国環境保護行政機構一覽表

(注) 中国の環境政策は、国家環境保護総局⇨省環境保護局⇨市環境保護局⇨県(区)環境保護局(県→郷(鎮)→村)のラインに沿って推進される。

国家環境保護総局	
国家環境保護総局管轄の機構	
中国環境科学研究院	国家環境保護総局環境保護対外協力センター
中日友好環境保護センター	中国環境監査・観測ステーション
中国環境科学出版社	中国環境新聞社
国家環境保護総局南京環境科学研究所	国家環境保護総局核安全センター
国家環境保護総局環境企画院	国家環境保護総局華南環境科学研究所
国家環境保護総局北京会議研修センター	国家環境保護総局環境工程評価センター
国家環境保護総局北戴河環境技術交流センター	国家環境保護総局興城環境管理研究センター
国家環境保護総局直属機構	
国家環境保護総局北方核安全監督ステーション	国家環境保護総局広東核安全監督ステーション
国家環境保護総局上海核安全監督ステーション	国家環境保護総局四川核安全監督ステーション
国家環境保護総局直属の社団法人	
中国環境科学学会	中国環境保護産業協会
中華環境保護基金会	中国環境新聞従業者協会
中国環境文化促進会	中国環境保護連合会

(出所) 中国環境保護総局ホームページより作成。http://www.zhd.gov.cn/

表2 中国環境保護法年表

- 1979 中華人民共和国刑法 (7月)
 1982 中華人民共和国海洋環境保護法 (8月)
 中華人民共和国文化財保護法 (11月)
 中華人民共和国憲法 (12月)
 1984 (1996年修正) 中華人民共和国水污染防治法 (5月)
 (1998年修正) 中華人民共和国森林法 (9月)
 1986 (1996年修正) 中華人民共和国鉱産物資源法 (3月)
 (1998年修正) 中華人民共和国土地管理法 (6月)
 1988 中華人民共和国国営工業企業法 (4月)

- 中華人民共和国野生動物保護法（11月）
中華人民共和国標準化法（12月）
- 1989 中華人民共和国環境保護法（12月）
- 1991 中華人民共和国水土保持法（6月）
- 1993 中華人民共和国農業法（7月）
- 1994 中華人民共和国對外貿易法（5月）
- 1995（2005年4月廢止）中華人民共和国固体廢棄物環境污染防止法（10月）
- 1996 中華人民共和国石炭法（8月）
中華人民共和国鄉鎮企業法（10月）
中華人民共和国環境騒音污染防止法（10月）
- 1997（1999年修正）中華人民共和国道路法（7月）
中華人民共和国洪水予防法（8月）
中華人民共和国省エネルギー法（11月）
中華人民共和国建築法（11月）
- 1998 中華人民共和国排他的經濟水域と大陸棚法（6月）
- 1999 中華人民共和国行政審議法（4月）
- 2000 中華人民共和国水污染防止法實施規則（3月）
中華人民共和国大氣污染防止法（4月）
- 2001 中華人民共和国海域使用管理法（10月）
- 2002 中華人民共和国科学技術普及法（6月）
中華人民共和国清潔生産促進法（6月）
中華人民共和国安全生産法（6月）
中華人民共和国水法（10月）
中華人民共和国環境影響評估法（10月）
中華人民共和国草原法（12月）
- 2003 中華人民共和国放射線污染防止法（6月）
中華人民共和国行政許可法（8月）
中華人民共和国砂漠化防止法（12月）
- 2004 中華人民共和国固体廢棄物環境污染防止法（12月）
- 2005 中華人民共和国公務員法（9月）

（出所）中国環境保護総局ホームページ：<http://www.zhd.gov.cn/>